

椎葉村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
3年度	2,637	6,448,266	162,845	914,048	14.2	13.5

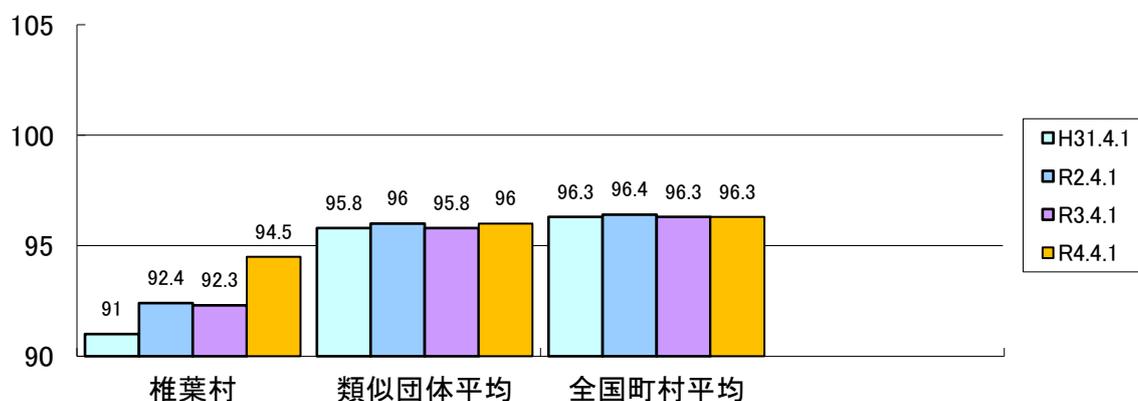
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
3年度	91	299,535	46,048	121,869	467,452

(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
千円	千円
5,137	5,377

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、3年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①経験年数階層別の変動が要因

(4) 給与改定の状況 (人事委員会未設置のため記載なし)

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
3年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
3年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（4年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
椎葉村	40.3 歳	295,600 円	392,208 円	335,396 円
県	42.6 歳	320,171 円	411,612 円	361,937 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
類似団体	40.8 歳	294,774 円	337,489 円	324,022 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
椎葉村	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
うち	46.8 歳	4 人	340,600 円	361,575 円	351,800 円	調理士	歳	円	1.79
調理員	45.8 歳	4 人	340,600 円	361,575 円	351,800 円		46.2 歳	202,100 円	
うち	歳	人	円	円	円	用務員	歳	円	—
用務員	—	—	—	—	—		—	—	
宮崎県	歳	人	円	円	円	—	—	—	—
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	328,416 円	— 円	—	—	—	—
類似団体	48.7 歳	2 人	282,958 円	307,601 円	298,277 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
椎葉村	公務員（C）	民間（D）	C/D
うち調理士	5,883,300 円	3,445,300 円	1.71
うち用務員	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（H31～R3の3ヶ年平均。）
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（4年4月1日現在）

区 分		椎葉村	宮崎県	国
一般行政職	大学卒	171,700円	182,200円	182,200円
	高校卒	150,600円	150,600円	150,600円
技能労務職	高校卒	150,600円	—円	—円
	中学卒	—円	—円	—円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（4年4月1日現在）

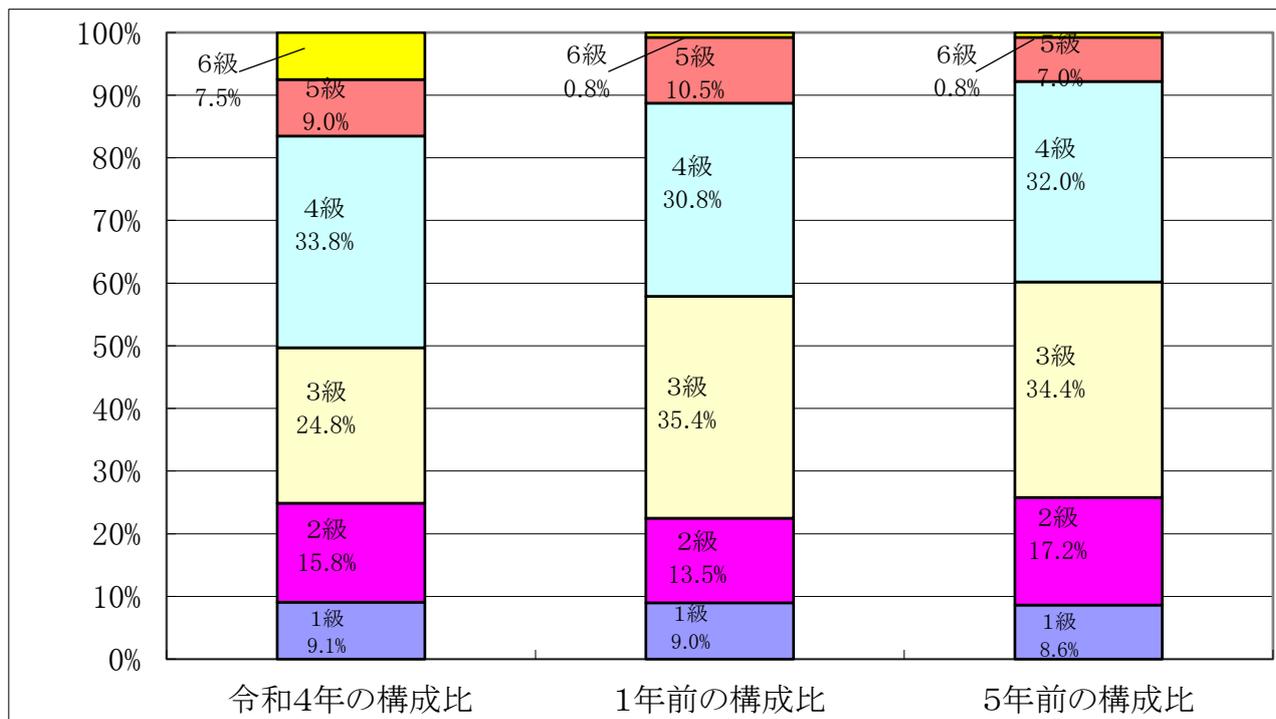
区 分		7年以上10年未満	10年以上15年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	229,300円	258,100円	349,000円	374,300円
	高校卒	200,900円	220,900円	317,500円	350,700円
技能労務職	高校卒	—円	—円	—円	357,800円
	中学卒	—円	—円	326,900円	—円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

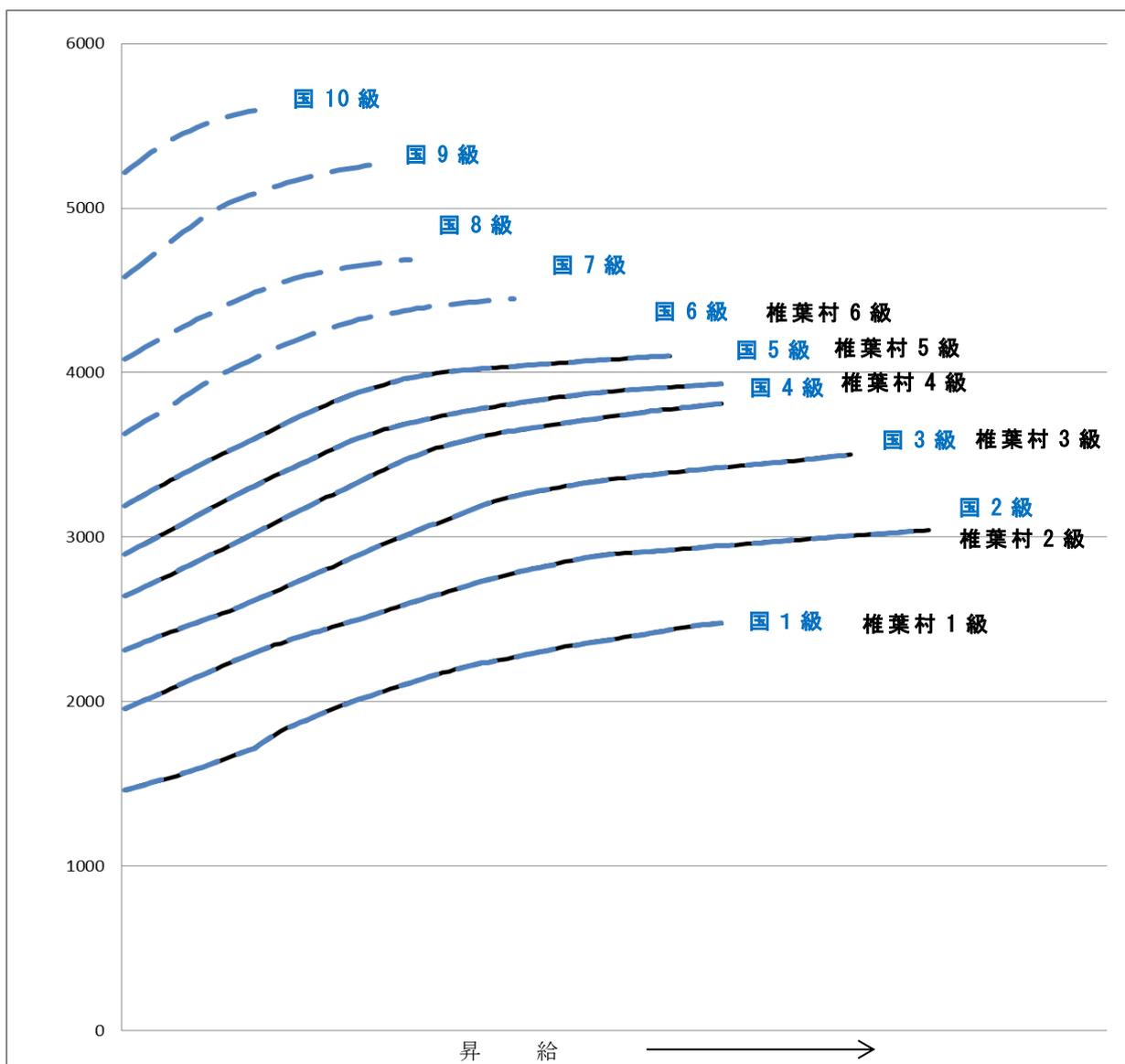
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（4年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	12人	9.1 %	146,100円	247,600円
2 級	主任主事・主任技師	21人	15.8 %	195,500円	304,200円
3 級	主査	33人	24.8 %	231,500円	350,000円
4 級	主幹	45人	33.8 %	264,200円	381,000円
5 級	課長補佐	12人	9 %	289,700円	393,000円
6 級	課長	10人	7.5 %	319,200円	410,200円

- (注) 1 椎葉村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（椎葉村）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

椎葉村	宮崎県	国
1人当たり平均支給額（3年度） 1,413千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,528千円	—
（3年度支給割合） 期末手当 2.4月分 勤勉手当 1.9月分 （1.35）月分 （0.9）月分	（3年度支給割合） 期末手当 2.5月分 勤勉手当 1.85月分 （1.4）月分 （0.9）月分	（3年度支給割合） 期末手当 2.4月分 勤勉手当 1.9月分 （1.35）月分 （0.9）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（椎葉村）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和4年		未定	

(2) 退職手当（4年4月1日現在）

椎 葉 村			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（定年前早期退職者特例措置 2%～45%）			（定年前早期退職者特例措置 2%～45%）		
1人当たり平均支給額					
10,272千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（4年4月1日現在）

※支給実績なし

(4) 特殊勤務手当（4年4月1日現在）

※支給実績なし

支給実績（3年度決算）	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）	%

(5) 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	5,494千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	61千円
支給実績（2年度決算）	5,528千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	62千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

(6) その他の手当 (4年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶 養 手 当	配偶者、父母等6,500円、 子10,000円、満16歳年度は じめ～満22歳年度までは 5,000円加算	同		15,084千円	307,836円
住 居 手 当	16,000円を超える家賃の額 に応じて、最高28,000円を 支給	同		6,378千円	205,742円
通 勤 手 当	通勤距離2km以上の者で区 分に応じ、3,400円～ 19,500円の間で支給		距離単価	11,706千円	152,026円
管 理 職 手 当	管理または監督の地位にあ る職員に支給。 職務の級別により定額支給		支給額	2,574千円	281,556円
管 理 職 特 別 勤 務 手 当	管理職手当受給対象職員が 臨時又は緊急の必要により 週休日等及び平日深夜(午 前零時から午前5時まで) に勤務した場合に支給 週休日等：勤務1回につき 10,000円～12,000円・6時 間を越える勤務の場合 15,000円～18,000円			— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	村 長	717,000円 — 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 828,000円 / 498,000円
	副 村 長	(579,000円 — 円)	667,000円 / 457,000円
報 酬	議 長	(293,000円 — 円)	318,000円 / 186,300円
	副 議 長	(220,000円 — 円)	265,000円 / 129,600円
	議 員	(203,000円 — 円)	257,000円 / 109,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(3年度支給割合) 3.35月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(3年度支給割合) 3.35月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副 市 町 村 長	717,000円×在職月数×0.417 14,351千円 579,000円×在職月数×0.248 6,892千円	任期毎 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

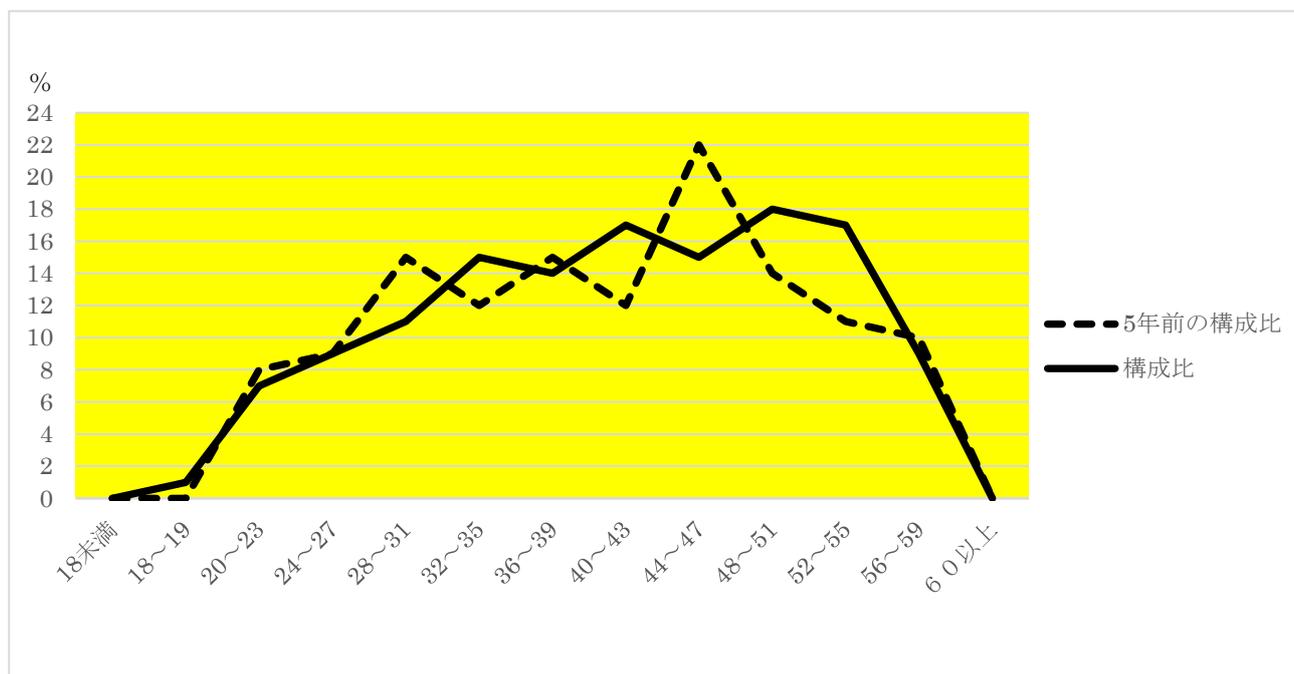
(令和4年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 3 年	令 和 4 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	1	組 織 改 革 に よ る 増 員 1
		総 務 ・ 企 画	26	26		
		税 務	4	4		
		労 働	0	0		
		農 林 水 産	15	16		
		商 工	0	0		
		土 木	4	4		
	民 生 衛 生	21	21			
		5	5			
	計		77	78	1	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 295.79 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 196.63 人)
教 育 部 門		13	12	△ 1	退 職 に よ る 減 員 1	
消 防 部 門		0	0			
普 通 会 計 部 門 小 計			90	90		< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 341.30 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 232.09 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 水 道 そ の 他	31	31		退 職 者 と 採 用 職 員 の 差 増 員 1	
		1	1			
		11	11			
小 計		43	43			
合 計			133	133		< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 568.83 人
			[150]	[150]	[150]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	9人	11人	15人	14人	17人	15人	18人	17人	9人	0人	133人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	29年	30年	R1年	R2年	R3年	R4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	71	70	71	76	77	78	7(9.9%)
教育	15	13	13	12	13	12	▲3(▲20%)
消防	—	—	—	—	—	—	(%)
普通会計計	86	83	84	88	90	90	4(4.7%)
公営企業等会計計	42	40	42	42	43	43	1(1.4%)
総合計	128	123	126	130	133	133	5(3.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R2年度の総費用に占 める職員給与費比率
3年度	千円 496,457	円 6,947,640	千円 222,127	% 44.7	% 45.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) R2平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 32	千円 121,009	千円 53,968	千円 47,150	千円 222,127	千円 6,941	千円 6,860

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、4年3月31日現在の人数である。
 3 給与費は県派遣医師を含む。

イ 特記事項
なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
椎葉村			
医師	- 歳	- 円	- 円
看護師	43.6 歳	311,076 円	367,835 円
事務職員	40.0 歳	303,825 円	330,745 円
団体平均			
医師	43.2 歳	562,230 円	1,406,363 円
看護師	40.9 歳	295,726 円	479,885 円
事務職員	45.8 歳	319,676 円	500,517 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

椎 葉 村	団体平均等（政令指定都市を除く市町村）
1人当たり平均支給額（3年度） 1,400千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,414千円
(3年度支給割合) 期末手当 2.4月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.9月分 (0.9)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3%～15%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（４年４月１日現在）

椎 葉 村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給)			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額 * 千円 * 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（４年４月１日現在）

支給実績（3年度決算）	1,389千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	—円

(注) 県派遣医師のみ

エ 特殊勤務手当（４年４月１日現在）

支給実績（3年度決算）		24,349千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		760,906円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）		90.6%		
手当の種類（手当数）		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (3年度決算)	左記職員に対する支給 単価
医師手当	医師	医療業務 臨床業務	23,578千円	それぞれ 月額500,000円以内
看護師手当	看護師	看護業務	711千円	月額 3,000円 師長 7,000円
放射線技師手当	放射線技師	放射線業務	—千円	月額 3,000円
検査技師手当	検査技師	病院検査業務	36千円	月額 3,000円
病院業務手当	栄養士	栄養指導業務	24千円	月額 2,000円
薬剤取扱業務手当	薬剤師	薬剤取扱業務	—千円	月額 10,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	17,550千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	566千円
支給実績（2年度決算）	17,464千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	546千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

カ その他の手当（４年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (３年度決算)	支給職員１人当たり 平均支給年額 (３年度決算)
扶 養 手 当	配偶者、父母等6,500円、 子10,000円、満16歳年度は じめ～満22歳年度までは 5,000円加算	同		4,387千円	274,188円
住 居 手 当	12,000円を超える家賃の額 に応じて、最高27,000円を 支給	同		2,775千円	198,214円
通 勤 手 当	通勤距離2km以上の者で区 分に応じ、3,400円～ 19,500円の間で支給		距離単価	3,046千円	138,455円
管 理 職 手 当	管理または監督の地位にあ る職員に支給。 職務の級別により定額支給		支給額	一千円	一元
管 理 職 特 別 勤 務 手 当	管理職手当受給対象職員が 臨時又は緊急の必要により 週休日等及び平日深夜（午 前零時から午前5時まで） に勤務した場合に支給 週休日等：勤務1回につき 10,000円～12,000円・6時 間を越える勤務の場合 15,000円～18,000円			一千円	一元

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取り組み方針

1. 現状

(1) 年齢別職員数

＜令和5年4月データ＞

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 2	人 1	人 0	人 0	人 1	人 0	人 4

(2) その他給与に関する事項

◆ 給料表

国家公務員の行政職俸給表(一)の1級～4級までを適用。

2. 基本的な考え方

技能労務職員については、平成12年度以降、嘱託職員（令和2年4月以降は会計年度任用職員）による退職者補充を行なっている。
給与については、民間の類似職種との均衡に留意し、より適正な運用に取り組んでいく。

3. 具体的な取組内容

給料表については、当面現行の給料表を踏襲するが、今後、国家公務員の行政職俸給表(二)の適用も視野に入れて見直しを検討する。

4. その他

今後、職員数の推移に留意しながら、状況に応じた職員採用を行なっていく。また、業務の効率化と職員のスキルアップに取り組んでいく。